

# 山梨県公報

第二千三百八十号

平成二十六年

一月六日

月 曜 日

## 目次

○建設業法に基づく監督処分……………一

## 公 告

### ●建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年一月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十五年十二月二十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社渡辺興業

2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町倉科五百八十四番地の二

3 代表者の氏名 渡邊昌博

三 許可番号 山梨県知事許可(般―二四)第六九八号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下「公共工事」という。)に係るもの又は公共工事以外の建設工事であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金

等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間 平成二十六年一月七日から同月二十一日までの十五日間

五 処分の原因となった事実 被処分者が山梨県発注の工事において、直接かつ恒常的な雇用関係が認められない者を主任技術者として届け出たばかりでなく、発注者から指摘を受けた後も主任技術者を配置していなかった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番